

令和2年5月27日

保護者 様

田村市立船引小学校長 有賀 仁一

通常の教育活動再開について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策による、これまでの取り組みについても、保護者の皆様からのご理解ご協力をいただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、福島県知事からの学校臨時休業延長要請解除を受け、福島県教育委員会の学校再開の指針に基づき、5月18日（月）から分散登校を実施してきたところですが、下記の要領に従って6月1日（月）から通常の教育活動を再開します。新しい生活様式に基づきながら、引き続き学校における感染症対策を行ってまいりますので、ご家庭においてもご協力をお願いいたします。

記

1 今後の教育活動の見通し

(1) 授業について

6月1日（月）より、通常の教育活動を再開します。給食も通常通りあります。

(2) 特設部活動について

6月8日（月）より実施します。ただし、当面の間、朝練や土日の活動は行いません。

2 学校における感染症対策に対するご家庭へのお願い

(1) 毎朝の検温とマスクの着用をお願いします。

(2) うがい、手洗いを励行しますので、毎日清潔なハンカチ等の持参をお願いします。

(3) 本県は「感染レベル1」と判断されていますが、学校の教育活動（行事等も含む）の中で、感染リスクの高いものについては、当面の間実施を見送ります。感染状況や関係機関の判断等を考慮しながら、実施の可否、活動内容等の検討等を行っていきます。

感染レベル1…生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

感染レベル2…生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

感染レベル3…生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

【文部科学省】

3 その他

(1) 7月7日（火）に予定していた授業参観については、上記の理由により中止といたします。

(2) 水泳授業については、国のスポーツ庁からの指針に基づきながら実施いたします。